

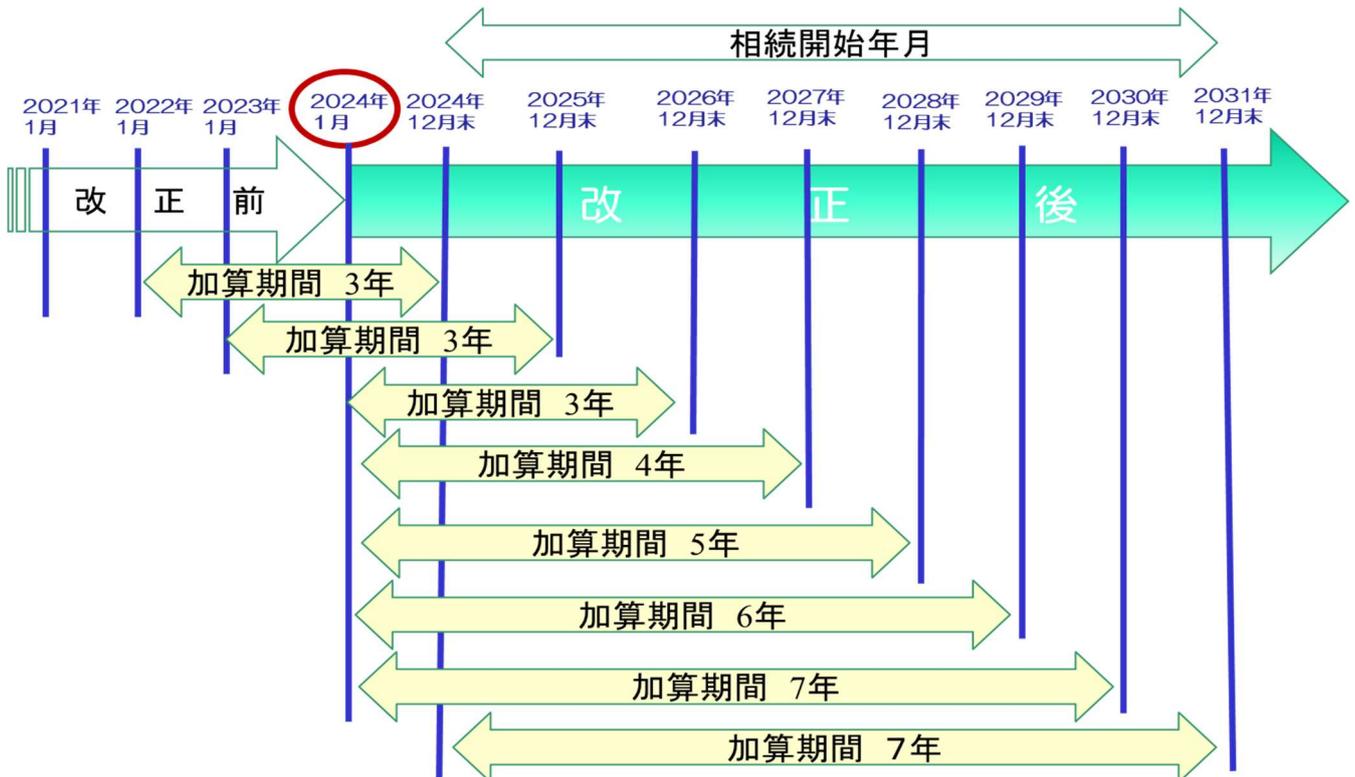
暦年贈与と相続時精算課税について

贈与課税制度の改正について

2024年1月1日以後の贈与について下図のように改正されます。

	暦年贈与	相続時精算課税
改正時期	2024年1月1日以後 ※	2024年1月1日以後
加算期間	<u>相続開始前3年⇒7年</u> ※ <u>相続開始前3年以内以外の財産は加算対象額から100万円を控除</u>	改正なし
非課税	改正なし (加算期間は、非課税110万円も持ち戻しの対象)	<u>110万円</u> (申告不要で持ち戻しの対象外)
加算対象者	改正なし (相続又は遺贈により取得した者(生命保険のみなし相続も含まれる。))	改正なし
災害等の特例	改正なし (暦年贈与で加算する不動産について災害等による救済措置なし。)	<u>災害等により相続時点の不動産価値が減少した場合には被害相当額を控除。</u>

※2024年以後に相続が開始した場合の加算期間は以下の通りです。



これまで毎年暦年贈与により相続対策を行っていたケースにおいては、加算期間の延長は影響の大きい改正内容と言えます。2023年中の贈与であれば、改正前の3年となるため2023年中の駆け込み贈与が増えるものと推測致します。ただし、この暦年贈与の加算対象者は、従前と変わらず相続又は遺贈により財産を取得した者と規定されており、暦年贈与で贈与を受けた者に対して相続時に財産を受け取らないようにすれば加算対象外となるため、相続人以外の者(孫、子の配偶者など)への贈与も含めて計画的な暦年贈与が必須かと思われます。

また、相続時精算課税制度の改正については、新しく110万円の非課税枠が設けられました。この非課税枠内の贈与であれば、加算対象外となるため110万円以下での生前贈与や、相続税がかからない財産規模であれば相続時精算課税贈与の方が有効となり得るかと思われます。例えば、父親からの贈与は一定規模の暦年贈与、母親からは毎年110万円の相続時精算課税贈与を受けるということも考えられるかと思います。

[担当：野口 健一]